

調達要領指定書	調 達 要 求 番 号	6 P R Z 1 A N 0 0 1 6
	契 約 番 号	
	調達要求年月日	令 和 8 年 6 月 30 日
	作 成 部 署	用賀支処 衛生部 補給整備課 整備管理班
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 6 月 30 日
物 品 番 号		
品 名	昇降機, 簡易荷役用 3 0 0 kgの定期検査	
規 格		
仕 様 書 番 号	EM-T 5 0 0 6 9 4	

指定事項：今回の調達に限り、次のとおりとする。

仕様書 4. 1 提出書類

- 1 定期検査報告書
- 2 小荷物専用昇降機検査結果表

については 1 部を提出するものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号
昇降機，簡易荷役用300 kgの 定期検査	EM-T500694	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 元年 7月31日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，関東補給処用賀支処において使用する小荷物専用昇降機の定期検査について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は，次によるほか，GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.2.1

定期検査

定期検査とは，建築基準法第12条第3項に規定される，一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者が，1年以内ごとに行なう検査のことをいう。

1.3 引用文書等

a) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2) 法令等

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目，事項，方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年3月10日国土交通省告示第283号）

（以下，“昇降機の検査告示283号”という。）

b) 関連文書

1) 規格

JISA4302 昇降機の検査標準

2) 法令等

建築基準法施工令（昭和25年11月16日政令第338号）

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2 の 2.1 による。

2.2 整備の種類

整備の種類は、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2 の 2.2 e) に示す“検査”とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2 の 2.3 a) に示す“標準作業方式”とし、標準作業は、“昇降機の検査告示 2 8 3 号”の別記第 6 号による。

2.4 整備実施場所

整備実施場所は、関東補給処用賀支処、1 号倉庫とする。

2.5 部品・副資材

定期検査に必要な部品及び副資材は、契約の相手方において用意する。

2.6 判定基準

判定基準は、“昇降機の検査告示 2 8 3 号”の別表第 6 による。

3 品質保証

3.1 試験

契約の相手方は、標準作業終了後、官側立会において、機能試験を実施するものとし、正常な作動状況であることを確認の上、引渡しを行なうものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1とする。

表1－提出書類

番号	名称	様式	部数 ^{a)}	提出先	提出時期
1	定期検査報告書	“建築基準法施行規則”別記 第36号の4様式	2	契約担当官等	定期検査 終了後
2	小荷物専用昇降機 検査結果表	“昇降機の検査告示283 号”別記第6号			
注 ^{a)} 規定の部数を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。					

4.2 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地への立ち入りに際しては、当該駐屯地所定の立入手続を行なうものとする。
- b) 駐屯地内での行動は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行なうものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。

4.3 安全管理

契約の相手方は、作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

4.4 その他

その他は、次による。

- a) 定期検査に際し、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して作業するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- b) 定期検査の終了時には、整理・清掃を確実に行なうものとする。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。